

00798

古布庄村議会の紛糾を醸し問題となつて居るが、この間支所長は極力調停斡旋を爲したるにも不拘容易に解決せず今日に到つて居る。これでは子弟の教育に及ぼす影響も多大につき円満妥結せしむるよう格段の配意と努力を望む。

二、管下公民館の設置状況は四十二の全町村に設置され縣下随一の好成績を挙げていることは欣ばしい。殊にその活動も活潑で自主的に公民館報或いは町村報の機関紙を発行して公民館としての使命と目的に邁進しているもの十三館を数え、又他の公民館もこれに呼応しつつある傾向は特筆すべき事象である。しかし専任職員を置いて居るもの二ヶ町村に過ぎないのでこれを督助設置せしめて一層公民館活動を旺盛にし以つて町村再建に貢献せしめるよう格段の指導を希望する。

三、現在展示図書の出借を二、三行つて居り今後全面的貸出を計画している様であるが、貸出場合は貸与簿を設け出納を明確にして置くよう留意されたい。

四、事務の処理状況は概ね良好であつたが往復文書等の

他進達文書の編綴、保存は乱雑につき分類別年度区分別に索引を附し整理するよう留意されたい。尙所得税源泉徴集簿に昇給差額、超過勤務手当額等の記入洩れがあるので嚴格記入すべきである。

教育委員会西伯支所 昭和二十五年八月二十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 本 德 太 郎
同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、管下中学校の合併については誠道、渡の兩中学校並びに大和、淀江の兩中学校がそれ／＼懸案となつており、これが合併については相当難色もあるようであるが一層接衝に努められるよう希望したい。

二、公民館の設置状況は管内四十ヶ町村の中法的に設置されているもの十、法の設定外によるもの十八、未設置十二ヶ町村であり、他郡に比し成績芳しからざる状況にあるので一層の啓蒙指導し全町村に設置せしめる

00799

ことが肝要である。しかし近時獨立建物の建築とか専任職員の設定或いは当該予算の増額等一部町村に公民館に対する関心が昂まりつつある傾向からしてこの際積極的指導に乗り出すことが必要と認められた。

三、当支所のナトコ巡回映画の利用は希望町村のみであつて他町村は使用せず偏重に陥つて居るが、視覚教育の普遍的徹底を図るためには計画的巡回映画実施を必要と認める。

四、当支所は展示図書の出借を行い活用されていることは眞に結構である。しかし貸出しの場合貸与簿を備へ出納を明確にして置くことが肝要である。

五、事務の処理状況は報告文書、進達書類が遅延し、受付、起案、供覽、決裁、施行と謂つた一連の手續が杜撰であり、又文書の分類区分編綴が乱雑の傾向が認められたので今後は是正するよう留意すべきである。

教育委員会日野支所 昭和二十五年九月六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、本管内中学校の合併について考慮されているものに江尾、米沢兩中学校、根雨、日野兩中学校があり何れも可能性はあるようである。抑々本郡は地勢上からして殆んどが單町村立を余儀なくせられるので勢い三学級乃至は六学級と謂つた小規模経営の已むなき状況である。従つて教員の配置及び設備の不充分等の爲、学力の低下も心配されるので町村当局を初めとし町村議會並びに一般町村民に対し理解し得られるよう啓蒙をなして合併氣運の昂揚に格別の努力を希望する。

二、管下町村は公民館に対する関心と熱意は相当あり漸次昂揚しつつあつて、例えば町村社会教育予算は昨年度の倍数以上を計上されている等好現象である。本郡の如き地利的に不便な町村民に文化的教養を得せしめるためにも公民館の發展は喫緊事につき内容を充実し今一層活動を活潑せしめる努力が必要である。

00800

三、管内の学校訪問指導は学校よりの要請のものが多く計画的指導は経費の面で実施されていない。しかも要請指導も校長の熱意の有無により偏重の傾に陥り平衡を失し教育指導の完璧を得られていない。しかしてこの計画的巡回指導を不可能にしているのは左記の如く旅費配当の不充分にあるようであるが、各学校えの計画的、平衡的巡回指導とこれに伴う経費の点に關し關係当事者間で考究すべき事柄と思う。尙本件は各支所の共通的の事柄ではあるが管内の場合著しい傾向である。

記

二十四年度配当指導旅費額 四五、〇〇〇円
(指導主事三名分)

一人平均年間使用額 一五、〇〇〇円

一人平均月間使用額 一、二五〇円

内月一回縣えの応招旅費 八〇〇円
(日帰泊平均減額旅費)

管内指導旅費 三〇〇円乃至五〇〇円

四、当支所各種旅費の予算執行状況は概ね年度上半期迄

は正当旅費或いは少額の減額旅費を支給している關係もあつて昨年十一月以降年度末迄の間に百十二件の出張旅費を支給せず(棄権している)各個人負担として出張せしめてゐるのは適當でない。これは旅費予算の絶対額不足によることは否められないが、予算經理に計画的に拙劣の面が認められるので今後は充分留意すべきである。

◆監査公告第四十一号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十四年度縣物産轉旅所及び昭和二十五年東京事務所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

00801

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 本 德 太 郎
同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

監査箇所 監査執行年月日
鳥取縣物産轉旅所 昭和二十五年九月二十二日
鳥取縣東京事務所 同 年十月三十一日

大阪物産轉旅所 昭和二十五年九月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 保 本 德 太 郎
同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

一、事業の執行状況

(1) 当所は昨年度監査の際、運営上の諸問題について種々指適したる処であるが、その後全面的に刷新改革され過去の不信不名譽を一新すべく關係者は努力してあり、漸く發展的新段階に立ち到つたものと認む。

しかし本所所在地の移転問題は懸案中のようであつて解決してゐないので急速に善処すべきである。

(2) 幹旋状況 (昭和二十五年自四月一日起至九月十八日) 一、幹旋販売状況

品 目	数 量	幹旋金額
鶏 卵	三三箱	七六七、二五円
竹製ステッキ	五〇グロス	一〇五、〇〇円
スプリング椅子	一〇ヶ	一、四〇〇円
板おこし	八、〇〇〇枚	一五、〇〇円
木 盆	一〇ヶ	二、〇〇〇円
リンゴ箱	一〇〇、〇〇〇箱	九、六〇、〇〇〇円
木 材	二、四〇〇石	四、四〇、〇〇〇円
疊 床	二、〇〇〇枚	四〇、〇〇〇円
計		一、五、六、四、二五円

ロ、現在幹旋中のも

品 目	数 量	予定金額
リンゴ箱	五〇、〇〇〇箱	二、四〇、〇〇〇円
木 炭	一〇、〇〇〇俵	一、五、〇、〇〇〇円

00802

因州紙	四〇メ	四〇〇,〇〇〇円
疊床	四〇〇〇枚	九三〇,〇〇〇円
計		一,三三〇,〇〇〇円

幹旋状況は概ね以上の通りであつて、このほかに竹製品外十二品目(総金額三百六十余万元)は價格の關係とか又納期内に間に合わないものがあつたために幹旋不成立に終つてゐるものもある。しかし前記のように著しく飛躍してゐることは何としても欣ばし。

(3) 本縣諸物産の販路の拡張については種々対策を考慮し最近では九州方面にも手を伸しているが何れにしても隣接大消費地である阪神地区に依存する処が大であるので幹旋業務の推進機關である当所を盛り上げ先ず信用を基盤とした同地方取引上の拠点とななければならぬ。しかし所在地に難色があるので早急に善処しなければならぬことは既述の通りであつて現在職員の活動に不便を与えているのみならず、幹旋を不利に陥らしめてゐるのは争えない事実

のようである。

(4) 現在当所に商品陳列棚が新しく設置されているが商品見本は僅か五、六点ほどしか陳列されておらず種類においても陳列内容においても甚だ貧弱につき幹旋業務の推進を図る上において極力見本品の展示に注意を必要と認めた。尙縣としても物産幹旋に限らず縣下産業施設を紹介宣傳するとか、或いは各業者より生産品を蒐集しこれを展示することによつて現地商談の即時成立と本縣物産品の進出を図る一石二鳥の効果を挙げしむることが肝要と認めた。今後大いに考究すべきである。

(5) 本縣移出産物に対する阪神市場の認識が薄く又逆に本縣生産者並に生産団体は阪神市場に対する関心が低調なるため販路を阻害し取引價格を低下せしめてゐる。譬えば出荷品目の統制及び出荷時期の不統一或いは荷造り、撰別の不十分その他種々の点において関心を昂める必要がある。この儘では將來憂慮すべきものがあるので今後これら無統制の出荷につ

00803

いて是正すべきである。尙この一例として本年産二十世紀梨の出荷についてみても撰果が不統一であつた關係上外觀において他縣のものに圧倒され勝ちであつたようであるが、この状況から考えてみれば縣としても特産品の將來に対し生産団体等を督励し部落単位とか或いは団体等の共同撰果による規格統一を図る指導が望ましい。

(6) 現地における市況並に各種調査情報はその都度關係部課に連絡してゐるが、連絡後における本庁指導が夫々課を異にしているため事務的に遅延し好機を失したり本所の要望が生産団体に不徹底の面もあつて幹旋上不利となることもあるようであるが、これが原因は本所の所管課が農産物は農務課、その他の生産物は商務課となつており二本立ての幹旋所であるため所内業務の連絡なり統一がつきかねてゐる実情である。従つて機構を根本的に検討し業務の執行とか職員の服務の關係又は連絡事項等一切を一元的にすることもよいし、又は何れも畑違いのものであ

るから兩者を切離してしまふことも考えられる訳であるが、何れにしても現状のような中途半端な在り方では業務の執行に支障を与え効率を低下せしめ本所の運営上の隘路たらしめてゐる訳である。尙今後考えられるべき林産、畜産、水産品の幹旋業務を加えるとすれば本庁に幹旋課でも新設して一元的にしかも強力なる機構とすることも考慮されるべきであろう。

二、經理その他事務の処理状況

(1) 一般庶務、會計事務は幹旋業務に主力を注いでゐる關係上第二義的に陥る傾向にあり不備の点も見受けられたので今後一層嚴格処理を期すべきである。

(2) 当所の經理状況は遠隔地の關係で俸給、給料は主管課で送金しその他の経費についても本庁で事後精算を行つてゐるが、当所運営の諸経費は殆んど現金決済であるため支払資金に困惑してゐるようである。これでは業務効率に影響を及ぼすので少く共一ヶ月分程度の資金を前渡し当所業務の円滑なる運営

00804

を図らしむることが必要と認む。

(3) 予算執行に当り八月末現在旅費(一万八千余円)

食糧費(一万一千余円) 備品(八千余円) 赤字支出

しているが、所在地の遠隔の關係と特殊業務の關係

も予算經理は嚴格なる取扱いとし主管課と連絡を固

り適正なる予算執行をなすべきであるので今後嚴に

注意を要す。

三、前回監査の際未整理事項の処理について

(1) 前所長松本健一郎氏に対するもの

一金十二万四千円(昭和二十四年度第一・四半期分

の予算前渡金)

右は本年二月精算返納済である。

一金七万二千二百六十六円(委託者からの商品代)

一金四万一千九十円(浦安町加工組合の商品代)

計十一万三千三百五十六円

右は縣と業者間との協定の上七万四千二百八十円と

し、縣は一時縣賠償金を以つて一応解決している。

尙縣は松本氏に対しこの賠償金償還を受けるべく目

下督促中である。

一金二万五千八百円(池田農協大根代)

一金一万四千三百四十円(大阪商人 商品代)

右は業者と松本氏との問題として縣は一応手を切離

し解決済みである。

鳥取縣東京事務所 昭和二十五年十月三十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

本所の監査は去る十一月一、二日兩日開催された全国監

査委員協議会に出席を機会にこれを執行したが、本所の

現状は曾つての東京連絡所時代の不評を一扫面目を一新

してあり、益々活潑に活動しつゝあることは喜ばしい。

しかし再出發後未だ日淺きため施設・備に事務所の機構

に或いは利用の点等に今猶改善を加えるべきものが種々

あるが、今後に俟つべき面が多いのでこれ等を早急改善

00805

してより効果を挙げしめるべく努力し、従前の如き書類
の取次の機關とか簡易宿泊所のものとなせず縣政執行の
ため有効機關とすることが肝要と思う。

概況を示せば次の通り。

一、事務所の状況

(1) 本所々在地は東京都港区麻布東鳥居坂町二番地に

あつて、中央各省は勿論各方面への交通の便は極め

てよく又高級住宅地にあるので閑静であつて事務所

及び宿泊施設に相応しい箇所と認めた。

(2) 屋根は少々老朽ではあるが内部は改装補修されて
おり又設備も一応整い二十数名内外の宿泊収容は可
能である。しかし宿泊寮舎設備は旅館業法、飲食營
業法の適用を受けるため殊に当地区には進駐軍の宿

舎が相当数あるので所轄保健所の公衆衛生、環境衛

生の指導取締りは極めて嚴重の模様である。従つて

今後の改善箇所として炊事場、食堂、便所等の金網

施設、下水、井戸の改修、汲取便所を水栓式に改造、

非常口の開設等は必要と認められる。尙屋根は全面

的に腐蝕し雨漏がしていたのでこれも補修の必要が

ある。

(3) 中央への接衝連絡による本所の利用状況は未だ余

り活潑化しているとは謂えない。即ち開所以來接衝

連絡に協力した主なるものは総務部關係の地方財源

の確保、特に縣並に市町村平衡交付金に關する接衝

事務、縣金庫指定問題に關し法の解釈究明事務、經

済部關係の工場誘致の中間的交渉事務、物産品評展

の機会活用による各種情報資料蒐集及び照会斡旋事

務、農林部關係、底曳網漁業区調整問題及び農林資

材の割当確保修正事務等であつて、衛生、民生、土

木、農地、勞働の各部及び教育委員会等は極めて微

細な連絡交渉事務に留まり余り活用されていない。

(4) 以上の如くその活用度合いは未だ充分とは謂えな

いが、しかし所長は申入れのあつた各事務事業の中

央に対する接衝事項に対しては協力し専心これに当

つていようである。縣は再出發した本所の機能を

十二分に發揮せしめ存在の意義あらしめるためには

今一層活用すべきであつて寧ろ鞭撻督励する域に達せしめたいものである。

(5) しかして監査の結果から考察して

(A) 縣は各部毎に中央各省その他關係官庁に対する接衝、陳情、連絡等の主要の枠を明確に決定し置き事務所を十二分に活用し常に鞭撻すること。

(B) 各府縣の趨勢から判断して所長は部長或いは副知事級の所謂大物所長とし、所員は上級幹部(少くとも縣課長級)を更に若干名を増員し強化すること。

(C) 縣の重要事項及び資料は常時当所に通過し置くこと。(これ等も通達事項の範圍を定め置くことが肝要)

(D) 各主管省庁への主要な申請報告書の寫書を当所へ送付し置くこと。

(E) 今後本所は凡ゆる情報しゆう集を一層活潑にし又縣の各種事情を機敏に相互交換して事を成功に導くよう考へること。

こう謂つた面に重点を置き所謂縣庁の延長機関として当所の強化を図り効果を挙げしむべきであると思ふ。殊に全国東京事務所長会が結成され毎月一回定例会議による地方自治庁よりの新情報を入し又全国知事会との連絡も緊密となりつゝある際、当事務所本来の使命を達成せしめる上にこれ等は必須要件と思考するのみならず、政府は徒らに地方よりの請願、陳情、接衝等のための上京に対し自肅を求むるの方針をとり府縣とも事務の接衝連絡は夫々の東京事務所を目標に置きつゝある折柄でもあるので一考すべき事柄と思ふ。

(6) 現在当所々管外事務となつてゐるも縣物産の宣傳、紹介、斡旋等の事務も取扱ひ漸次効績を挙げつゝあることは縣產業界のためにも欣ばしいことで、他府縣の例に徴して今後これら物産の紹介斡旋と觀光宣傳事務も併せて所管事務とすることが望ましく今後一層活躍せしめるよう考慮すべきである。最近の例として木炭三〇万俵、手漉紙二十八万枚その他の

物産の斡旋依頼もあつた模様であるが、縣側に熱意がなく手漉紙以外は何れも不調に終つた模様である。尙全国物産館に本縣の一コマありこれを觀察したが展示方策、出品内容共に貧弱の一語に盡きる状況であつた。この状況では縣の面目にもかゝるので閉鎖すべきではないかとの感を深くした次第である。若し繼續するならば展示設備の改装と出品物を更新し又承接の女事務員一名を配属せしめ(他府縣には一名いる)

縣物産の宣傳進出を講ずべきである。

二、宿泊寮舎の状況

(1) 寮舎は三河台寮舎及び天現寺寮舎の二ヶ所あるがその整備状況は三河台寮舎は一応整つてゐるが天現寺寮舎は不充分的の憾みがある。

(2) 縣職員を初め縣關係団体個人の宿泊利用状況は左表の通り漸次増加しつゝあるも、宿泊施設の現状から見れば全面的に活用してゐる。

過去三ヶ月間の寮舎利用状況

月別	三河台寮舎			天現寺寮舎		
	縣職員	部外団体個人	計	縣職員	部外団体個人	計
七月	一一六	九四	二一〇	六八	一七	八五
八月	一〇〇	六一	一六一	二二	二二	四二
九月	一一三	四五	一六八	五一	六〇	一一一
計	三三九	二〇〇	五三九	一四〇	九八	二三八
			一日平均			一日平均
			七			二、八
			五、三			一、四
			五、六			三、七
						宿泊員數計
						二九五
						二〇三
						二七九
						七七七

註 宿泊收容可能員數三河台寮舎の場合二十数名前後、天現寺寮舎八名前後である。

(3) 右表から見て兩寮舎の宿泊利用者数は一日九名程度であるから宿泊施設としては一寮舎にて充分と認められ、従つて天現寺寮舎を廢合することを考慮すべきである。

(4) 三河台寮舎は食事及び宿泊料にて收支採算を凶り運営しているが食事、その他の接遇は良好であり尙その上に現在剰余金が生じているので、その内の一部を以つて軽微な設備或いは簡易なる炊事具その他を賄つてゐる状況であつて、現状からすればこれが剰余金も増加するものと予想される訳である。これは不事の経費に備えるための多少の余裕金蓄積は必要と思ふも成るべく多額の剰余金を出さないよう收支均衡の運営をして現在より一層待遇の面(食事その他)を向上せしむるとか又は宿泊料の低減を図るか何れかの措置を講ずべきであらう。

三、事務の処理状況

(1) 会計経理は適正と認めたが今後左記の点につき留意すべきである。

(A) 前途資金出納簿を各科目別に区分し記帳してゐたが科目別区分処理は支出経理簿のみとし、現金出納簿は科目別の記帳を要せず現金総額の出納記帳のみに留めること。

(B) 切手受払簿は正確に記帳してゐたが受領書が保存されてゐないので今後当該簿冊に添付し置くか別綴にして保存することに留意すべきである。

(C) 在京縣人よりの寄附物品の受入れはその都度縣に報告しあるも、縣はこれを縣財産に受入れてゐないのでこれを受入れ手續をして備品台帳に登載しておくべきである。

(2) 今後の連絡交渉事務増加を予想し書類の分類、年度区分等による書類編纂を整然とすることが肝要である。

四、その他の事務

(1) 本所開設以來当事務の遂行上に在京縣人各位の熱心なる支持と協力を受けてゐる模様にて特に有力者よりは縣政上の種々の施策に側面的援助と助言を受

◇監査公告第四十二号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる左記保健所及び診療所の定期監査を執行しその結果を縣議会及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
 同 保木本 徳 太 郎
 同 柳 谷 保 一
 同 倉 繁 良 逸
 監査箇所 執行年月日

智頭保健所 昭和二十五年十月二十七日
 池田診療所 同 年同月 同日
 鳥取保健所 同 年十一月十七日
 倉吉同 同 年同月同日

根雨岡

同 年十一月二十七日
 標準米子保健所 同 年同月 同日

今回縣下六保健所中氣高を除いた五ヶ所の保健所と池田診療所を監査した結果、その共通せる指摘事項とか改善を要する事柄は概ね次の通りであつて、保健所自体で対処すべきもの一、二あるが多くの縣關係当局において考慮すべき事柄と考へるので早急これらは改善し運営の向上を図ることを希望する。尙これに先立つて特筆致したことは關係者の努力により衛生保健行政が年々向上しつつあることであつて、これは当事者の努力と相俟つて縣民の間に衛生保健智識が深まり第一線機關である保健所並に診療所に対しても理解が出来且協力的となり、一昨年より昨年、昨年より本年と業績も次第に挙りつゝあることは欣ぶべき現象である。尙これ等機關の施設々備も關係方面の配慮により順次整備充実され利用者へ便宜と福利をもたらしつつあることも見逃せない事実であるが尙一層配慮を必要とする。

一、医師の充実と薬剤師、榮養士、衛生監視員の充足の

問題がある。今回監査した五保健所の中でこれら職員
の充全と思われた所は米子のみで他は何れも定員に対
し欠員であつたり或は保健所活動上定員数が不充分と

見られたのである。しかし米子も今後予備隊一千名駐
屯で職員不足となることが予感される。これを具体的
に見るならば次の通りである。

保健所名	医 師	薬 劑 師	榮 養 士	衛 生 監 視 員
鳥取	所長を併せ二名、後二名程度必要	充 足	充 足	定員に対し二名欠員
米子	充 足	同	配置なし	
倉吉	所長一名で欠員三名	同		食品衛生監視員一名は不充分
智頭	所長一名で欠員一名	同		
根雨	所長一名で不充分	同		

保健所活動の根幹となるこれら職員の充実は絶対不可
欠の問題であつて、毎年の監査の際に繰返し指摘して
来ているのであるが充足してもやがて他に転出され欠
員になると謂うのが実情のようである。この状況は獨
り本縣のみではないかも知れないがこの大きな原因と
するところは待遇問題にあるようであるから何等かの
対策が必要に思う。

二、郡部保健所の拡充整備が必要に思う。倉吉、根雨兩
保健所の新築移転が非常に遅延していることは看過し
できない事で急速に実施すべきである。更に職員の配
置、機械器具の整備等についても未だ考慮の余地は充
分にあると思う。例えば郡所在保健所は地勢の關係と
か或いは保健所に対する理解に乏しい關係もあつて來
所する利用者は都市保健所に比較して少いのでこれに

機動を持たせて集團検診或は健康相談等事業の普及徹
底を図ることが必要で、搬送用レントゲンとダットサ
ンを備えなければならぬと謂つた例である。

三、保健婦の増員と巡回訪問指導の活動についてある
が、各所とも充分とは申されない様である。これは保
健所業務の中の大きな部門であることは申す迄もない
ところであるが、総体に保健婦の配置が少いではない
かと思う。その上に内部事務を担当させ過ぎると謂つ
た傾向にある。殊にこれを受付とか普通事務を担当せ
しめ居る如きは最も遺憾である。要は保健婦の使命を
十二分に發揮遂行せしめることが緊要でこれが活動に
支障ならしむるため、活動その他については今後充
分考慮さるべきである。尙保健婦には職業がら一定清
楚な被服を貸与することも必要に思う。

四、衛生教育活動が全般的に見て計画的でなく低調のよ
うである。この原因は独自の経費を持たず又職員の不
足にあるようである。保健衛生の根底となるべき衛生
教育は早急に現実となつて表面に現われてこないが重

要項目として計画的に且活潑に実施を希望する。

五、医療社会事業の普及徹底について生活保護法による
医療扶助制度は普及しつゝあるも、保健所の本年度事
業による扶助指導或いは相談等の件数はその趣旨が周
知されていないため少いようである。今日最低生活す
ることさえ出来ず、加えて病苦に苦しんでいる人々の
相談とか指導に当ることとはもとよりのこと法による扶
助対照紙一重にある多くの人々の救済援助指導等を目
的とする本事業の意義を一般に普及徹底させて利用せ
しむる様にしなくてはならないと思う。尙現在専任職
員の配置しあるは米子のみである。各保健所にも配置
し活動せしむべきものと思う。

六、保健所の所管業務は廣範に互り相当の事務事業量を
担当しているが近年次々と増加しつゝある。例えば本
年度になつてからも食品衛生許可關係の魚介類販売業、
つくだ煮製造業、魚市場営業、氷雪販売業、干菓子製
造業、加工水産物販売業、魚介類及び加工水産物業商
環境衛生關係のクリーニング法、建築基準法、医務関

係の看護婦業務従事届と謂つた具合に増加しつゝあるも職員は現在の状況である。又これらに伴う手数料收入事務も大巾に増加し繁鎖となりつゝあるも担当職員について何等考慮されていないようであるがこれ等の実情を検討し対処することが望ましい。

七、健康保険法に規定されている一部負担金(初診料相当額)を徴することになつていゝるにも不拘一部保健所は徴集してはなかつたり徴集方法を誤つていたりしてゐる所がある。これは関係方面よりの指示もあり又医療機関との均衡の関係もあるようであるから各所同様に改善し統一した取扱いとすべきである。

最後にこれは單に申し添えるに止まる事柄であるが窓口応接態度について日常注意しておらなくてはならないこと、と思う、多くの病人を対照とする機関であるから新切丁寧をモットーとし応接することが肝要である。この窓口応接については兎角批判を受け易いので充分留意すべきこと、と思う。

以下各所別の監査概況は別紙の通りである。

智頭保健所 昭和二十五年十月二十七日監査
 監査委員 倉 繁 良 逸
 同 柳 谷 保 一

一、当所は縣下における最初の保健所にして創設以來十三年を経ており加えて前所長好評の影響も受け現在も順調に運営されているようであるが今後共一層活潑に活動をなし当所の發展に努力を望みたい。

二、医師一名、薬剤師一名が定員に対し欠員の儘延々となつてゐるが、これではいけないので是非至急補充して当所の運営に支障を生ぜしめないよう縣は考へるべきである。尙経理庶務関係職員及び食品衛生監視員共一名宛配置しあるがこれも不充分であつて、ために事務執行上に遺憾の点見受けられるので補充してその完璧を期せしめるようにすべきであろう。この陣容強化の事柄は根雨保健所に次ぐ重要課題と考へられるので考へるべきものと認む。

三、当所は管内の最南部に所在し地勢的に八東、私都方

面の利用は困難であるので郡家或いは老櫻に分室設置方要望のあるのは当然と考へられる。寧ろ今日では郡家を本所とし智頭若櫻に分室を設くるのが適当かとも思はるゝ。急には困難の点もあろうが医師の配置とか施設を整備しその要望に應へることも必要であつてそれが保健衛生行政の完璧を図る所以とも考へられるにつき考へるべきであると思ふ。

四、当所は郡部を管轄してゐるので出張集團検診を活潑にして保健の完璧と業績の向上を図ることが必要であるがそれには根雨保健所と同様な搬送用間接撮影機とダットサンは是非備へつけるべきである。出張検診が消極的の傾向より見て考へる要あるものと認む。

五、衛生教育活動と保健婦の巡回家庭訪問は低調の嫌があるが、衛生教育活動に重点を置き経費を与えて活潑化せしむることが緊要であるし保健婦活動も所内部業務は成るべく避けしめて出張家庭訪問指導、相談等にフルに活動せしめるようにすることが緊要と認む。

六、会計経理は適正と認めその他の事務の処理も概ね良

好であつたが左記事項を整理すると共に今後注意すべきである。

A 事務職員不足のためと考へられるも使用料及び手数料を月末に纏め縣金庫へ払込んでゐるがこれでは余り手許保管が永いので縣会計規則により早急払込すべきである。

B 使用料手数料の調定及び収入は日計票を作成し所長、出納員の閲覽のもとに記帳整理することが望ましい。

C 町村使用藥品購入立替金二十二万四千五百四十四円八十五銭は至急收納するよう措置すべきである。尙痘苗代一万八千六百九十一円十七銭の残金は使用料收入とすべきである。

D 現金出納簿への記帳は實際の受払月日により記帳整理すべきである。

E 各種許可手数料は係員と出納員間の授受を明確にしておくことが肝要である。

F 宿日直手当が四月以降分が支給されてゐなかつた

が至急支給手続すべきである。
 G 七月以降の出張旅費未払は早急支給すべきである。
 H 履歴書の手入れ、物品貸与簿、消耗品出納簿、薬品出納簿等は整備し厳格に記帳すべきである。

池田診療所 昭和二十五年十月二十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本 徳 太 郎

監査概況

一、当所は無医村に対する診療機関として設立以來村民の健康福祉増進のために診療に当っており特に国民健康保険及び健康保険の利用により一段と村民の信望を得て業績を挙げていることは欣ばしい。

二、当所は診療料収入による自立自営を原則として運営し來つてゐるが、近時保険料は各二、三ヶ月程度滞納により勢い診療料の収納が延滞し当所の運営に支障を与えつゝある現状から村と協議し急速に収納するよう努力された。

三、専任所長を置くことは昨年監査の際にも觸れてお

たが現所長は若櫻町より通勤し熱心に診療されつゝあるも、開業医であるので常時診療不能の点と地勢的廣範に亘り部落が散在しているため通常往診或いは急患の場合の深夜の往診などは過労であり、往診困難の点又老齡である点などの諸事情より考え診療機関としての完璧は期し得られないので専任所長とすることが必要である。

四、管内住民の健康状態は逐年向上し最近の診療統計から見ても結核患者は僅か四名、性病患者は妊産婦血液検査による場合皆無と謂つた好成绩である。特に衛生觀念に乏しい農山村住民に対し診療と共に一般健康相談に応じ疾病予防の指導に努力を注がれていることは結構である。尙本年度(自四月至九月)における診療件数は次の通りである。

呼吸器系疾患	五八件(主に感冒疾患)
消化器系疾患	二二九件(胃腸疾患)
眼科	七〇件
外科	一一七件

皮膚科 七九件
 結核性疾患 四件
 その他 六九件

五、事務の処理状況は良好と認められた。尙会計経理も適正であつたが薬品は出納簿を作成し厳格に出納すべきである。

鳥取保健所 昭和二十五年十一月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

監査概況

一、当所諸般の事務事業成績は昨年度に比し格段の飛躍を示しており益々成果を挙げつゝあることは結構である。例えば使用料及び手数料の収入状況の上から見ても本年十月末日現在において昨年度一ヶ年の収入額より遙かに上廻つておるが個々の事業においても展覽、展示、映画、幻灯、講演、座談会等による衛生教育とか或いは健康相談、家庭訪問、集團検診、各種試験検査等も同様昨年度に比し増加している状況であつて、

これらは所長を初め職員の方の努力の然らしむる処と思われるが、他面保健所に対する一般民衆の理解が深まり存在意義が普及されつゝあることを立証されるものとして欣びに堪えないものがある。なお当所は本年A級保健所として中央の認可を受け職員、設備共拡大強化されることになつたことは眞に欣ばしい。

二、本所に医師二名(所長及び女医)で検診及び健康相談に當つてゐるも各種業務は益々拡大され保健所利用者も増加しつゝある際、殊にA級規格保健所に昇格された今日、現在の医師の数は不十分と認められ又益々保健所機能を發揮せしめる上からしても二、三名程度の増員は必要と認められた。

三、衛生教育は苦心と努力により成果を挙げつゝあるも完璧とは謂い得ない。これはこれに対する経費が全然見られていないためであつて、他の事務事業費に喰込み漸く執行しており計画的に執行してゐない憾みがある。本事業の重要性から見て配慮の要あるものと認む。四、医療社会事業は専務職員がおらず従つて活動も余り

00816

活潑でない。殊に一般大衆に対し趣旨の徹底がなされていらないよう利用者も少なく限定されておるものと考えられる。事務職員の配置も必要であり又廣く医療社会事業の趣旨徹底を図り今日の病苦、生活苦に喘いでいる人々の救済援助に一層の努力が望ましい。

五、当所管内に於ける環境衛生、食品衛生に関する指導取締業務は相当廣範に亘るがこれら監視員数は不十分である上に二名も欠員となつていたのでその万全を期し得られないものと認められる。従つてこの充足は早急になすべきであり、常に指導取締りに当る等その完璧に努力すべきものと認む。

六、本所は昨年九月五百三十万円を以つて新築されたのであるが利用者は漸次増加しつゝあり、殊に集團検査の際等には身動きならぬ状態で狭隘の感を深くした。本所は今度A級保健所に昇格し職員も増員も予定されており又検査その他業務量も一層増加するものと考えられるので今後考慮の要があると思ふ。なお防疫薬品の貯蔵倉庫なくDDT等も適當の保管箇所がないため

効力を削ぐような保管状況であるがこの点善処すべきである。

七、昨年監査の際にも指摘したことであるが構内適当地に汚物焼却爐を設け汚物の完全処理を必要と認めた。

八、当所は所長初め職員の異動が多いように認められたが特に所長の勤続期間が短かい。これが原因には待遇の關係等もあると思われるが何れにしても今後所長は成るべく永続せしめて一層業績を挙げしめるよう配慮すべきである。

九、優生保護審査会の審査に基く当所取扱の人工妊娠中絶件数は本年度一、五五五件であり縣内二、八八三件の過半数以上を占めて注目すべき事象である。なお縣下全般の昨年度同期取扱件数八〇〇〇余件に比較すれば三、五倍の激増率を示している。

一〇、会計経理は適正であり一般事務は概ね良好に処理されているが左の点につき注意し早急整理すべきである。

(A) 基金事務所に対する保険料請求は三ヶ月或いは四

00817

ヶ月と一括請求していたが今後は月給になすべきである。

(B) 繰替金に依る各町村配布の医薬品(ワクチン)代を年度末調定としているが配布の都度調定し請求すべきである。又十月末現在二十五万一千九百八十二円九十四銭の未收代金は早急收納すべきである。

倉吉保健所 昭和二十五年十一月十七日監査

監査委員 保木 本 徳 太 郎
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当所諸般の業務執行について所長以下各職員は努力しているが、医師の多数欠員と且機動力を持たないため運営に支障を生じているようである。従つて現在の態勢では充分なる保健所活動は困難であるから可急的態勢を整え活潑なる活動をなさしめるよう当局に配慮の要を認む。

二、当所は縣下で最も廣範圍な地域を担当しているので管内住民の全面的利用は困難であるため出張集團検査

に俟つべきものが多い。しかしこれは医師その他職員の不十分とレントゲン搬送用自動車がないためあまり活潑でない。現在漸く松崎、三朝、赤碕、八橋の四地区に月一回定期的に妊産婦の出張検査並に一般健康相談に依じているが今後更にこれを拡大し、僻遠地の巡回検査の実施が肝要である。特に管内無医村は現在十四ヶ村である状況から見てこれらの健康相談、診療、保健指導などにつき積極的活動が望ましい。

三、結核患者並に妊産婦、乳幼児に対する栄養改善については保健婦の家庭訪問により指導されているが、現在栄養士が欠員中であつて一般栄養講習会など積極的活動ができてない状況であるがこれ又急速に充足せしめ保健、栄養指導の普及向上を期すべきものと認む。

四、保健婦は保健活動の重要部門を担当しているが現在婦長以下六名では他の保健所に比較し廣範圍管内を支持つ当所としては少いと思ふ。剩り少い保健婦の中の一、二名を受付事務に当らせていることは益々その活動を弱体化せしめることになるので早急改むべきである。

五、最近保健所事業は諸法令の改正などにより漸次増加しつつあるが、これが業務を完遂するには町村の協力を得ることは当然必要である。然るに管内の町村衛生主任会は昨年組織され再発足したようであるがこれが協力も不十分と思われる。今後保健所が推進力となりこれと一体となつて各種保健予防業務の完遂を図るよう努力が必要である。

六、当所の新築移転については前記整地工事の遅延、予算財源の關係で進捗されていない事は極めて遺憾である。近く保健所後援会を設け推進する意向のようであるが、何れにしても早急に進捗すべきであつて、当所運営協議会の積極的協力により一日も早く建設されんことを期待する。

七、現在医師は所長のみで三名の医師が七月以來欠員となつてゐるが、当所の活潑なる活動を図るにはこれが充足は焦眉の問題である。又事務職員は五名(一名未復員)受付職員も居ないため前記の如く保健婦を充用してゐるよゝな状態で、保健所の運営に多大な支障

を与えてゐる。兩者の充足につき当局の配慮が望まし

い。

八、事務の処理状況は概ね良好と認められたが左の点今後二層留意すべきである。

A 旅館、飲食並喫茶店営業許可台帳の許可年月日或いは許可有効期限等記入なきものが相当あるので調査の上至急整理しておくべきである。

B 備品整理簿は毎年更新作成してゐるが永久簿として処理すべきであつて本年新調整理簿に旧帳簿の引繼數量を嚴重転記すべきである。尙家畜を飼育してゐたが台帳を作成し試験用斃死の区分を明確にすべきである。

根雨保健所 昭和二十五年十一月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一、当所業績は所長初め職員一同の努力にも不拘種々の悪條件に阻害されその業績も多少なりぬいものが見受

けられる。即ちその悪條件は

(a) 当管内は地理的に恵まれていないので努力が半減されてゐる。

(b) 管内地方民の保健所に対する理解之しく利用度が薄し。

(c) 施設設備が劣悪である。

(d) 近年所長の交代が激しかつたのと又所員の陣容が不十分である。

等であるが、これを早急改善し成績の向上に努力が望ましい。

二、衛生教育活動の低調は各所共同様の事情にあるが当所の本業務には特に重点を置き経費を与えて衛生思想の普及、徹底と保健所に対する理解を得させしめるようにすることを必要と認めた。

三、当所建物施設の状況は極めて悪く保健所としての論外にあり、ために関係者の努力によつて新築計画成り既に新築予定地の整地は完了し、近く建築のことになつてゐるが、最近財源的行詰つた事情があるやに仄

聞するのでこれを解決し急速に進捗するよう縣当局の

配慮を望みたい。なおこれが新築移転した場合は、これを機会に管内地方民に開放し無料診療及び相談等をして保健所の存在意義と機能を充分周知せしめ又衛生教育の機会とすることも考慮すべきであらう。

四、当管内は地理的に恵まれていないためその活動が制約されていることは前述の通りであるが、これを克服するため最近ダットサンと搬送用間接撮影機を備付けられたので出張集團検診も容易になり近時その面は活潑化しつつあることは欣びに堪えない。

五、当管内は智頭、氣高、兩管内のそれにも増して出張による集團検診が必要と認められるがそれには職員と旅費増配の考慮が必要である。

六、当所陣容の強化は焦眉の急である。即ち所長が普及予防、兩係長を兼務し加えて經理、庶務係員の事務不熟練のため、これが事務に就いても配慮してゐると謂つた実情であるが所長は検診相談等の外に大局的立場からするとこの運営に専念せしむる態勢に置くこと

が肝要である。なお予防係は一名であり薬剤師も現在
欠員となつている等全く陣容は弱体と謂わなければな
らない。早急これらを補充し陣容を強化して一層保健
所業務の向上に努めしめるべきである。

七、米子医大の原田、中島兩医師に委嘱し週二回応援檢
診を受けており、しかも最近は出張檢診も依頼し、ク
リニックに実績を挙げつゝあるがこれによつて当所の
運営に好結果を齎らしつゝいることは欣ばしいことと
ある。今後建物の新築と職員の実強化を俟ち業績の
向上を図りもつて当所の飛躍的發展せしむることを期
待するものである。

八、会計経理事務中不正と認めるものはないが整理に不
充分のものがあり又一般事務に適正迅速を欠いている
ものも見受けられたので早急整理すると共に今後左記
の点につき留意すべきである。

(1) 使用料の調定脱漏のもの、誤調定のもの相
数あつたので調定元帳、収入簿の整理を要すべき
ものと認められた。

(2) 各種使用料、手数料の調定及び収入額の日計票に
より所長及び出納員の閲覧を受け記帳、整理するこ
とが肝要である。

(3) 収入現金の縣金庫への払込みを早期に払込するよ
う留意せられたい。

(4) 営業関係許可及びその他の手数料の収納措置は係
員の手持期間が永いように認められ又取扱措置が区
々に涉つていたので早期に出納員を引継ぎをなし正規
の収入措置をなすと共にこれが一定の取扱い方を
定めて置くべきである。

(5) 現金出納簿による収入現金の記帳を各個別且つ各
科目毎に処理されていたが日々の現金総額の記帳に
止めるべきである。

(6) 歳入歳出外現金(勤労所得税)の寄託及び国庫へ
の払込に寄託書を用いていないので注意すべきであ
る。

(7) 町村配布薬品立替代金未收額二十万三千四百六十
九円は早急収納すべきである。

(8) 各種許上台帳に許可有効期限を記憶し置くべきで
あり、又関係書類は索引を附し日順にし、年度区分
毎に編綴し置くべきである。

(9) 歳出関係事務及び物品出納事務は良好と認められた。

標準米子保健所 昭和二十五年十一月十一日監査

監査委員 保木本徳 太郎
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当所は本年一月失火により従来築き上げた諸般の貴
重な資料と建物設備の一切を灰燼に期し業務は一時停
頓状態に陥つたが直ちに焼残り施設の活用により青空
診療を継続しながら一方関係者の非常な努力によつて
再建対策がなり去る八月採長補短焼失以上に拡充整備
された新施設が竣工し爾來本格的に業務を執行し得る
ようになつたことは欣びにたえない。

二、当所は所長を中心として健全鞏固な家庭的雰囲気
のもとに職員一丸となり事務事業を滞滞なく執行して
り利用者も旧に倍しこの三ヶ月位で相当の業績を挙げ

ていることは他所に見られないところであつて賞揚す
べきである。

三、母子保健衛生については極めて好成绩を挙げており
妊産婦の血液検査も管内の該当妊産婦の約九〇%に相
当する件数を取扱つているなどは他に例を見られない
業績であつて当所の努力により母子保健衛生思想が普
及徹底している証左と謂うべきである。その他保健婦
は家庭巡回指導に努めるほか所内においても一週二回
母子健康相談日を設け母子衛生並びに乳幼児の栄養指
導し又母親学級を開設するなど努力を払い当所は母子
の保健衛生に關する限り他所の追隨し得ない効績を挙
げているものと認められた。

四、当管内で保健婦をおいている町村は僅か二ヶ村(上
長田、大山)に止まつているので当所保健婦の活動範
囲も相当廣範と謂わなければならない。然るに現状は
來診者とか集團檢診などの増加により内部的勤務に追
われ勝ちのため家庭訪問、指導相談などの保健婦本來
の業務が疎かになつている傾向がうかがわれるので努

めて患者家庭訪問の機会を与え活動せしむべきである。殊にこれが訪問を米子市近郷町村に偏する傾向があるので管内全般的に亘り活動せしむべきである。

五、警察予備隊一千名の管内駐屯に際しその筋の命により受入施設並附近農村の衛生指導について着々実施しているが今後隊員の集團検診その他健康相談なども担当しなくてはならないこともなるので所長は目下その方面の指導に東奔西走している。何れ近き將來には本格的業務開始をしないでならないものと考えられるのでこれに伴う職員及経費などにつき早急考慮さるべきである。

六、会計経理は適正にしてその他事務の処理状況も概ね良好と認められたが左の点留意すべきである。

- (1) 出納員の使用料及手数料の手許保管は普通五日間位であるが中には一週間位手持保管されているのが見受けられた今後は縣会計規則により早急縣金庫へ払込むよう留意すべきである。
- (2) 五月分より八月分迄の各種保険診療費請求金額中

基金事務所より一万九千九百九十二円送金を受けているが当所よりの請求金額と不突合のため縣金庫への収納手続が未了であつたが早急調査し収納すべきである。

- (3) 各種許可台帳は罹災のため焼失し目下新台帳を作成中であつたが、急速完備し置くべきである。
- (4) 管下余子村の委託保管中の斡旋医薬品、腸パラ接種液一、二〇〇。は有効期限を経過し使用不能となつていたが、調査の結果当所には責任なく同村の負担すべきものと判明したので早急収入すべきである。(余子村は了承済の趣きである)
- (5) 診療料調定は個人毎に調定しおるが事務繁鎖につき日計額を調定するが適當である。

◆鳥取縣監査公告第四十三号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十五年五月度及び六月度例月出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事並に教育委員會に報告したのでこれを公表す

昭。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	保 木 本 德 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

検査した年月日

△事務 検査 昭和二十五年六月二十九、三十日

△本 検査 同 年七月一日

検査の対照

昭和二十五年三月及び四月中の縣歳入、歳出、現金出納、

証券出納、物品出納、その他の一般会計事務

一、一般会計歳出

(1) 予算に対する収入状況

四月末現在七三%で前月末現在の六九%に比し僅かに四%の上昇率を示しているが、後一ヶ月を以つて出納閉鎖になる、四月末現在の収入状況としては余

り振つてゐる。

尚予算不執行に伴い減収額二五%を見込勘案した所謂実行予算上の収入比較は九八%程度である。

科目別に見れば縣稅九五%が最高率であり(繰越金一〇〇%)分担金及び負担金、使用料及び手数料が各八六%で次いであり、収入率の不良のものに、縣債五一%、寄附金三八%がある。公企業及び財産収入の前月末に比し七三%の上昇振りは特に目立つてゐる。

(2) 調定に対する収入状況

四月末現在平均九四%で三月末現在の九二%に比較すると二%程度上昇率である。

主なるもの、科目別収入状況は

一〇〇%……国庫下渡金、繰入金、繰越金、縣債

(現金収入の都度調定する爲めである)

九五%……使用料及び手数料

以上が収入平均率を上廻つてゐるものであつて

九三%……公企業及び財産収入

八九%……縣稅
 七八%……雜收入
 五四%……寄附金
 以上に対し五〇%の分担金及び負担金が最悪である。
 (3) 歳入中主なる未收金

土木費寄附金 七百四十九万八千九百六十二円
 生産物売払代 六百八十一万一千六百三三円
 産業經濟費寄附金 四百九十八万五千四十一円
 道路損傷負担金 一百七十三万九千三百二十七円
 不用品売払代 一百二十八万一千七百八十六円
 家畜移出検査手数料十二万八千四百五十五円
 林産物検査手数料 一百二十二万二千九百二十二円
 土木建築設計 五十二万九千四百七十六円
 監督手数料

二、一般会計歳出

(1) 予算に対する支出状況
 四月末現在六七、四%で前月末現在六二、四五%に比較し四、九五%の上昇率を示している。実行予算との比率、八九%前後であり残り一〇%程度が五月

中に支出される勘定となり、大体順調と謂えよう。
 歳出遅延のものを拾つて見ると、
 土木費(三二%)保健衛生費(五五%)選挙費(四五%)諸支出金(五七%)等が平均率を下廻つてゐる。

(2) 支出内容の適否
 不正不都合と目される支出を認めず。
 (3) 予算流用關係
 別に不合理と目されるものなく大体良好であつた。

(4) 收支の比較状況(四月末現在)

收入済額 二十億六千九百六十万一千二百五円六十一銭
 支出済額 十八億九千九百八十六万五千九百五十九円六銭
 差引 一億六千九百七十三万五千二百四十六万五十五銭

但し右支出済額の外灘學校に於ける不正支出一百三十六万五千七百五十三円を加算し差引すれば一億六千八百三十六万九千四百九十三円五十五銭となる。

三、特別会計歳入

(1) 予算に対する収入状況
 各会計共大体順調なる収入状況であるが左記会計分は低率である。

○縣立中央病院事業費 八七、九%
 ○印刷事業費 七八、六%
 ○無畜農家解消事業費 七六、八五%
 ○競馬事業費 六九、二%
 ○畜牛増産奨励事業費 五三、三%

(2) 調定に対する収入状況

大体良好で一〇〇%に達しているが△縣立中央病院事業費九六、六四%△印刷事業費八六、二六%△競馬事業費九四、七%△無畜農家解消事業費八二、五%△畜牛増産奨励費八〇、四%等で未收事由は前月報告の通りにて、五月中には一〇〇%に達するものと見込まれてゐる。

四、特別会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

四月末現在、大体支出も順調で事業の執行状況可なるものと認めるも支出皆無の四会計は前回も述べた如く考究を要す。

五、特別会計支出の状況

全般的に收支の均衡を得ているが収入未済の關係で支払抑制し従つて事業の縮少、中止のものがあるものと認める。

六、現金出納の状況

四月末現在の現金出納は現金寄託金外四種目にして左の通りである。

受 高 四百二十六万八千八百六十四円三十九銭
 払 高 一百一十八万三千八百八十一円七十四銭
 残 高 三百二十四万九千七百四十四円六十五銭

七、証券出納

四月中出納の事実がない。

八、物品出納

購入備品は登記してあり良好と認めた。

九、金庫運用金の状況(四月末現在)

支拂準備普通預金

一〇、記帳其他会計事務の処理状況

- (1) 各帳簿の記帳は正確にされていて概ね良好である。
- (2) 事務量の加重か支出証憑書の処理、審査に粗雑の傾向が窺れるので善処されたい。

◇鳥取縣監査公告第四十四号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十五年七月度及九月度例月出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及び知事並びに教育委員會に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本 徳 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

検査した年月日

事務検査 昭和二十五年九月二十六日

本検査 同 年九月二十九日

同 同 年九月二十九日

一般会計歳入額	二十億六千九百六十万一千二百五十四円六十一銭
歳出額	十九億一千二百三十三万一千七百七十二円六銭
同 差引額	一億六千八百三十六万九千四百九十三円五十五銭
特別会計歳入額	七千四百四十八万九千七百四十七円四銭
同 歳出額	六千九百九万六千四十一円二十五銭
同 差引額	五百三十九万三千七百五十四円七十九銭
一般会計、特別会計差引合計額	一億七千三百七十六万三千一百九十九円三十四銭
内六千万円	山陰合同銀行通知預金
同二千万円	定期預金
同 同	同
差引 額	九千三百七十六万三千一百九十九円三十四銭
内六百万円	金庫契約に依る準備金
差 引	八千七百七十六万三千一百九十九円三十四銭

検査 対 照

昭和二十四年度(昭和二十五年五月分)

昭和二十五年(四月分より七月分迄)

縣歳入、歳出、現金出納、有價証券出納その他

経理事務

一、一般会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

△昭和二十四年度分

最終現計予算額二十八億一千六百二十万二千余円に
 対する総収入済額は二十一億六千九百六十五万六千
 余円で収入比率は七七%となつてゐる。

△昭和二十五年分

七月末現在現計予算に対し収入比率は二九%で概ね
 順調であつて、この内主なる収入状況は縣稅五五%、
 公營企業財産収入五〇%が成績良好で最も低率のも
 のは分担金及び負担金一%、縣債〇%となつてゐる。

(2) 調定額に対する収入状況

△昭和二十四年度分

二、一般会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

△昭和二十四年度分
 歳出予算に対する総支出比率は七五、一%であつて
 その内訳は

二十一億一千五百四十二万六千五百七十六円五銭

外に

一百一十一万四千六百五十八円(雙学校不正支出金)

合計

二十一億一千六百五十四万一千二百三十四円五銭

△昭和二十五年分

七月末現在の支出総額の比率は現計予算に対し三二

%で一般歳入率二九%に比較すると七%下廻つてい
る。
主なる科目を適記すると、

議會	三五、五%
縣庁	三一、二%
教育	二九、〇%
社会勞働費	二一、〇%
土木費	一六、一%
産業經濟費	一三、一%

等であつて概ね義務的経費は、その執行に高率を示
している反面事業費にかゝわるものはその執行が遅
々としている。

是は補正予算及び起債認可遅延に依る訳で結局人件
費を空費している始末になつてゐるのみならず、河
川港灣の如き最も作業上便利なる時季を逸して最も
不便なる冬季間に行わねばならぬこともなる訳で
極めて遺憾である。

(2) 支出内容の適否

各月共不正又は不当と目されるものは見受けられな
かつたが次の事項については今後嚴に注意を要する
ものと認む。

(イ) 各部課支出証憑書に対する代決について未だ是
正されていない向きもあり特に課長出張旅費の概
算、精算請求書に自ら自印されているにも拘らず
支出手續欄には庶務主任或いは事務担当者が代決
を施し又一般宿泊証明も末席者が証明しているも
のが多い。徒らなる代決は是正すべきである。

(ロ) 一般に旅費、通信費の濫費の傾向が目立つて多
く特に最近市外通話料の各課支払額は多額に昇つ
てゐるが何れにしても各課は勿論自肅自戒し、不
急不要のものは極力制限し冗費の節約に努むべき
である。

則第四九條の完全履行を望む。

(3) 予算流用について

各月共別に不合理と目されるものはない。

三、一般會計收支の比較狀況

△昭和二十四年度分(五月末現在)

収入済額	二十一億六千九百六十五万 六千八百九十一円六十四錢
支出済額	二十一億一千五百四十二万 六千五百七十六円五錢
差引	五千四百二十三万三千五百五十九錢

で收支の計算上右差引額が本年度剰余見込額となる
訳であるが、このほか一百一十一万四千六百五十八円
鳥取聳学校における不正支出のものがあるのでこれ
を差引と結局

五千三百一十一万五千六百五十七円五十九錢が翌年度
繰越見込額である。この剰余額中予算額に比し收入
済額の著しく増加しているものは

縣稅	一百六十八万八千余円
延滞金	二百二十二万六千余円

運馬金利息 一百六十一万余円
過年度收入 七百三十万余円
計 一千二百七十三万余円
等であり又収入狀況に比較して著しく不要額の多い
ものは

一般職員給	二百万余円
恩給及退職料	三百五十九万余円
保健所拡充費	三百三十五万余円
公債費	一千八百八十五万余円
徵稅事務費	一百五十万余円
町村吏員恩給 組合負担金	六百万余円
宝くじ発行費	二百三十万余円
過年度支出金	一百一万余円
計	三千八百六十万余円

である。

△昭和二十五年分(七月末現在)

収入済額	六億一千五百四万 三千七百五十一円五十七錢
------	--------------------------

支出済額 四億六千一百八万
八千四百四十四円六十二銭

差 引 一億五千三百九十五万
五千三百六円九十五銭

前記の通り收支の均衡は一応保たされているが一般に予算執行が低調である。

縣立実業学校実習費 一一、五%

縣立中央病院事業費 一一、〇%

縣印刷事業 七、九%

無畜農家解消事業費 〇、〇二%

競馬事業費 〇、〇%

四、特別会計歳入

五、特別会計歳出

△昭和二十四年度分

各会計共収入状況は順調であつて收支差引剩余見込額は二百三十八万九千四百二十四円二十六銭で翌年度に夫々繰越額となる予定である。尙予算額に対する収入比率の低率のものは、実業学校実習費六〇%、畜牛増殖奨励費六五%である。

△昭和二十四年度分

収入予算に対する実行予算は概ね順調に執行されているが中には事業の不執行或いは縮小されているものもある。

△昭和二十五年年度分

△昭和二十五年年度分

各会計共収入比率は低調であつてこの中には事業を伴うもので性質上已むを得ないものと認められるものがあるが極力収入措置に格段の努力を払うべきである。主なる科目別収入比率は

畜牛増殖奨励費

一四、五%

六、特別会計收支比較状況

△昭和二十四年度分

各会計共収入の均衡は得ているが収入状況に比較して著しく歳出不用額の多いものは縣印刷事業費二百四万二千余円又縣立病院事業費二百六十八万一千余円があるが何れも予算見積過大によるものゝようである。尙縣印刷事業で一百六十七万四千余円と縣立病院事業費で四十三万余円は繰越剩余金見込となつている。

△昭和二十五年年度分(七月末現在)

収入皆無三会計のほかその執行において支出超過会計を行つているものが次の通りである。予算執行上適正と認め難い。尙事業の性質によつては已むを得ないものもあるが今後努めて收支の均衡を図るべきである。主なる支出超過会計

縣立実業学校実習費 二万三千九百十四円

縣印刷事業費 六十六万八千八百五十六円

無畜農家解消事業費 五万三千三百六十三円

縣立中央病院事業費 一百四十八万

競馬事業費 一千九百三十二円

七、現金出納

各月共現金出納は正確に出納されているものと認む。

八、証券出納

該当なし

九、物品出納

(1) 購入物品の出納簿記帳整理は概ね良好であつたが一部出納簿に登記未済のものがあつたので嚴重記帳すべきである。

(2) 会計課備付の各課物品購入修繕簿の整理要領は形式的傾向にあり該簿と支払証書と照合すると購入伺洩れのものがあるが相当あり手続上に遺漏があるので合法的に処理すべきである。

一〇、金庫運用金状況(七月末現在)

一般会計歳入額 六億一千五百四万

歳出額 四億六千一百八万

差 引 一億五千三百九十五万

一般会計前年度 五千三百一十一万
 剰余見込額 五千六百五十七万五千九百九十九

出納経理は適正にして良好に処理されているものと認められた。

一時借入金 四千万円

計 一億四千七百七十万
 九百六十四万五千四百四十四

各特別会計歳入額 四百二十二万
 九千三百一十一万五千一百一十一

同 歳出額 七百五十三万三千二百六十四円七銭

差 引 △三百三十万一千四百五十六

特別会計前年度 二百三十八万
 九千四百二十四円二十六銭

剰余見込額 △九十一万一千五百九十四円三十銭

各会計差引合計額 二億四千六百十五万
 九千三百七十四円二十四銭

内通知予金 二億一千万円

内定期予金 二千万円

契約による(無利子)準備金六百万円

差 引 一千六百十五万
 九千三百七十四円二十四銭

(支払準備金として普通予金)

一、会計事務の処理状況

昭和二十五年十二月十一日印刷
 昭和二十五年十二月十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
 (第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣鳥取市東條
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷